

下関市教育委員会 3月定例会 資料

令和8年3月27日(金) 15:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------	-----

[議案]

第7号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について	別冊③
第8号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	別冊①
第9号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を 改正する規則	別冊①
第10号 下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	別冊①
第11号 下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を 改正する訓令	P 2
第12号 下関市学校職員服務規程の一部を改正する訓令	P 3
第13号 下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画について	別冊②
第14号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	P 4
第15号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	別冊①

[報告事項]

○令和8年度校務技士・学校給食調理員の異動について	別冊③
○下関市立小・中学校への通級指導教室の新設について	P 6
○下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について	P 7
○令和8年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	P 9

○令和 8 年度下関市立東行記念館の臨時開館について	P 1 2
○土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	P 1 4
○下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	P 1 6
○小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について	P 1 8

教育委員会定例会 日程表

令和8年3月27日（金） 15時00分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第7号	教育委員会及び教育機関の職員の任免について	教育政策課
第8号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	教育政策課
第9号	下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則	教育政策課
第10号	下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育政策課
第11号	下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令	教育政策課
第12号	下関市学校職員服務規程の一部を改正する訓令	学校教育課
第13号	下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	学校教育課
第14号	下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	教育研修課

日程 2

【報告事項】

令和8年度校務技士・学校給食調理員の異動について	教育政策課
下関市立小・中学校への通級指導教室の新設について	学校教育課
下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	学校保健給食課
令和8年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	美術館
令和8年度下関市立東行記念館の臨時開館について	歴史博物館
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について	豊浦教育支所

日程 3

【その他】

■次回開催予定 令和8年4月20日（月）

R8. 4月							R8. 5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30

閉会

下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記議案を提出する。
令和8年3月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会広報等事務取扱規程（平成25年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(委員会広報等主任の責務)		(委員会広報等主任の責務)
第5条 委員会広報等主任は、次に掲げる広報等事務を行うこととする。		第5条 委員会広報等主任は、次に掲げる広報等事務を行うこととする。
(1) 略		(1) 略
(2) 次条第2号の広報に関する年間計画を取りまとめ、 <u>下関市総合政策部広報戦略課長</u> に提出すること。		(2) 次条第2号の広報に関する年間計画を取りまとめ、 <u>下関市長公室広報戦略課長</u> に提出すること。
(3)・(4) 略		(3)・(4) 略

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

下関市行政組織規則の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うもの。

下関市教育委員会

議案第12号

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

下関市立学校職員服務規程（平成17年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「3 翌年繰越日数については、3時間以下は切捨て、4時間以上7時間以下は半日（0.5日）として計算し、記載すること。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式第8号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

提案理由

下関市職員の服務規程の改正に伴い、様式の変更を行うため。

下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

下関市学校運営協議会規則（平成26年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(学校運営に関する基本的な方針等の承認) 第10条 対象校の校長は、毎年度次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象校の協議会の承認を得るものとする。 (1)・(2) 略 (3) 略 2・3 略	(学校運営に関する基本的な方針等の承認) 第10条 対象校の校長は、毎年度次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象校の協議会の承認を得るものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関するこ</u> <u>と。</u> (4) 略 2・3 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、所要の条文を整理するもの。

報 告 事 項

令和8年3月27日

学 校 教 育 課

下関市立小学校への通級指導教室新設について

下関市立川中小学校及び下関市立西市小学校に、下記のとおり通級指導教室を設置することとなりましたので、報告いたします。

記

1. 設 置 校

下関市立川中小学校、下関市立西市小学校

2. 設 置 年 度

令和8年度より

3. 設 置 目 的

下関市内各通級指導教室の混雑状況を改善するとともに、自校で通級による指導を受けられるようにすることで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに沿ったきめ細かな指導、支援を実現するため。

4. 参 考 通級指導教室既設校

(1) 小学校・・・名陵小学校、江浦小学校、小月小学校

豊浦小学校、山の田小学校、誠意小学校

勝山小学校、安岡小学校、川中西小学校

熊野小学校、豊北小学校

(2) 中学校・・・日新中学校、彦島中学校、川中中学校、東部中学校

下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

下関市学校給食費に関する条例施行規則（令和7年規則第20号）を次のように改正したので報告いたします。

下関市学校給食費に関する条例施行規則（令和7年規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
附 則		附 則	
略		(施行期日)	
		1 略	
		(令和8年度以降の学校給食費に係る特例)	
		2 令和8年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の額は、第5条の規定にかかわらず、当分の間、0円とする。この場合においては、第4条及び第7条の規定は、保護者等には適用しない。	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
区 分	学校給食費及び教職員等給食費の額 (1食当たりの額)	区 分	学校給食費及び教職員等給食費の額 (1食当たりの額)
下関市立小学校の児童及びその児童と同等の学校給食の提供を受ける教職員等	365円	下関市立小学校の児童及びその児童と同等の学校給食の提供を受ける教職員等	390円

下関市立中学校の生徒及びその 生徒と同等の学校給食の提供を 受ける教職員等	420円	下関市立中学校の生徒及びその 生徒と同等の学校給食の提供を 受ける教職員等	455円
---	------	---	------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、令和8年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費等について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費等については、なお従前の例による。

報 告 事 項

令 和 8 年 3 月 2 7 日

美 術 館

令和 8 年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 2 0 号）第 2 条の規定に基づき、臨時に休館する日及び開館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

1 臨時休館日

別紙のとおり

2 臨時開館日

別紙のとおり

（参考条文）

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第 2 条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

（1）月曜日

（2）1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

以 上

令和8年度 下関市立美術館臨時休館日及び臨時開館日一覧

臨時休館日

期	間	理	由
令和8年4月1日 令和8年4月5日	から まで	5日間	館内整理のため
令和8年4月7日 令和8年4月12日	から まで	6日間	所蔵品展No. 169展示のため
令和8年5月26日 令和8年5月29日	から まで	4日間	所蔵品展No. 169撤収及び所蔵品展No. 170展示のため
令和8年7月14日 令和8年7月17日	から まで	4日間	所蔵品展No. 170撤収及び所蔵品展No. 171展示のため
令和8年8月25日 令和8年8月28日	から まで	4日間	所蔵品展No. 171撤収及び所蔵品展No. 172展示のため
令和8年10月13日 令和8年10月18日	から まで	6日間	所蔵品展No. 172撤収及び下関市芸術文化祭美術展作品搬入受付等のため
令和8年10月20日 令和8年10月23日	から まで	4日間	下関市芸術文化祭美術展審査及び展示のため
令和8年11月8日 令和8年11月8日	から まで	1日間	下関市芸術文化祭美術展撤収のため
令和8年11月10日 令和8年11月15日	から まで	6日間	特別展「ミュシャ展」展示のため
令和8年11月17日 令和8年11月22日	から まで	6日間	特別展「ミュシャ展」展示のため
令和8年11月24日 令和8年11月27日	から まで	4日間	特別展「ミュシャ展」展示のため
令和8年1月26日 令和8年1月31日	から まで	6日間	特別展「ミュシャ展」撤収のため
令和9年2月2日 令和9年2月5日	から まで	4日間	特別展「堀研」展示のため
令和9年3月23日 令和9年3月28日	から まで	6日間	特別展「堀研」撤収のため
令和9年3月30日 令和9年3月31日	から まで	2日間	館内整理のため
計		68日間	

臨時開館日

期	間	理	由
令和8年5月4日 みどりの日	(月・祝)	1日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため

期 間		理 由
令和8年7月20日 海の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため
令和8年9月21日 敬老の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため
令和8年10月12日 スポーツの日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため
令和9年1月2日 令和9年1月3日	から まで 2 日間	年始の休館日に開館するため
令和9年1月11日 成人の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため
令和9年3月22日 春分の日 の振替休日	(月・振) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）の振替休日に開館するため
計 8 日間		

報 告 事 項
令和 8 年 3 月 27 日
歴 史 博 物 館

令和 8 年度下関市立東行記念館の臨時開館について

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成 21 年条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、休館日に開館する日を下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1. 休館日に開館する日

（1）月曜日が国民の祝日に関する法律（以下、「祝日法」という。）に規定する休日となる日

令和 8 年 5 月 4 日（月）みどりの日
令和 8 年 7 月 20 日（月）海の日
令和 8 年 9 月 21 日（月）敬老の日
令和 8 年 10 月 12 日（月）スポーツの日
令和 8 年 11 月 23 日（月）勤労感謝の日
令和 9 年 1 月 11 日（月）成人の日
令和 9 年 3 月 22 日（月）春分の日振替休日

（2）祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法に規定する休日となる日

令和 8 年 5 月 5 日（火）こどもの日
令和 8 年 5 月 6 日（水）憲法記念日の振替休日
令和 8 年 9 月 22 日（火）国民の休日
令和 8 年 9 月 23 日（水）秋分の日

（3）祝日法に規定する休日の翌日が、ゴールデンウィーク中の平日となる日

令和 8 年 4 月 30 日（木）昭和の日の翌日

【理由】多くの来館者が見込まれるため

参考条文

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

報 告 事 項

令和 8 年（2026 年）3 月 27 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和 8 年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(平成 17 年条例第 125 号)第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

令和 8 年 4 月 27 日（月）

2 臨時開館理由

ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから、来館者の利便を図るため

参考条文

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第6条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムは、次に掲げる日を除き開館する。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。

2 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 下関市教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

報 告 事 項

令和 8 年(2026 年) 3 月 2 7 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和 8 年度下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について、下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(平成 17 年条例第 126 号)第 6 条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

令和 8 年 4 月 27 日 (月)

2 臨時開館理由

ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(抜粋)

第6条 資料館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 前2号に掲げる日のほか、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認める日

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について

大雨被害により、国指定天然記念物小串エヒメアヤメ自生南限地帯へ至る山道の一部が崩壊し、危険であるため当該地帯への立ち入りを禁止しておりましたが、この度の応急復旧工事完了によって見学が可能となりました。

